

第 3 号議案 定款変更の件

変更理由

第 2 条 主たる事務所を豊中に変更する事と、活動の少ない枚方事務所を廃止するため。

第 9 条 会員資格の行使を目的に入会する人が発生した為、会費滞納者の会員資格の喪失を簡略化する。

改 定 案	現 行 条 文
(事務所)	(事務所)
<p>第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府豊中市におく。</p> <p>2 この法人は前項のほか、その他の事務所を茨木市、吹田市、摂津市、高槻市、豊能郡豊能町におく</p>	<p>第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府茨木市におく。</p> <p>2 この法人は前項のほか、その他の事務所を豊中市、吹田市、摂津市、枚方市、高槻市、豊能郡豊能町におく</p>
(退会及び会員資格の喪失)	(退会及び会員資格の喪失)
<p>第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することが出来る。</p> <p><u>2 会員の資格は、会費納入年の事業年度末までとする。</u></p> <p><u>3 会員が次条により除名された場合のほか、次の事由によりその資格を喪失する。</u></p> <p>(1) 退会届を受領したとき。</p> <p>(2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。</p>	<p>第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することが出来る。</p> <p>2 会員は次条により、除名された場合のほか、次の事由によりその資格を喪失する。</p> <p>(1) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。</p> <p>(2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、<u>相当の期間を定めて催促してもこれに応じず、理事会において、支払う意思がないと認定した者。</u></p>